

業務指示書

ベトナム国バク リウ高効率火力発電所及び送電線建設事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月13日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 宇村 行善 Unevik.Haengseon@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(注)外国法人である場合は登記簿の写しを提出も必要ありません(登記されている法人であることを求めない)。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

- | |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電源開発にかかる各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電源開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電源開発にかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾計画】

- 1) 類似業務の経験：港湾計画にかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境社会配慮（環境配慮）】

- 1) 類似業務の経験：環境社会配慮にかかる各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

自然条件調査の再委託に係る費用

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004927 円 , US\$1 = 110.333 円 , EUR1 = 122.6000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電源開発計画

港湾計画

環境社会配慮（環境配慮）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.02 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月17日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
ベトナム国バクリウ高効率火力発電所及び送電線建設事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/電源開発計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 環境社会配慮（環境配慮）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ベトナムでは2008年の経済危機以降も電力需要が増加し、最大電力需要は、2010年の16,048MWから2014年には22,210MWへと年平均10%以上増加した。今後もベトナム政府は2020年までに年平均11.7%の電力需要増を見込んでいる。増加する電力需要に対し、ベトナム政府は「第7次電力開発マスタープラン」(2011年～2020年)の中で、2013年現在30,593MWある発電設備容量を2030年には約4.2倍の129,500MWにまで増強する計画である。しかし、南部では活発な経済活動に伴い最大電力需要は2020年には46,663MWまで増加するとされているものの、計画されていた発電所建設の遅延により電源開発が遅れており、電力需給が逼迫した状態が続くものとみられている。

本事業は、増大する南部地域の電力需要を賄うための事業の一つであり、上記マスタープランでは2029年度に1号機、及び2030年度に2号機の運転を開始する計画となっている。また、同発電所に対しては、環境負荷の低減と石炭の効率的な活用に向け、ベトナムで初となる超々臨界圧プラント等の先端技術の導入が検討されている。

これらの経緯を踏まえ、ベトナム電力公社からJICAに対する本事業の協力準備調査実施にかかる要請を受け、JICAはベトナム電力公社との間で協力準備調査の項目や実施体制にかかる協議を行い、2015年12月24日に合意文書に署名を行った。

本業務は、上記のベトナム電力公社との協議結果を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

バクリウ高効率火力発電所及び送電線建設事業 (Bac Lieu High Efficiency Thermal Power Plant and Transmission Lines Construction Project)

(2) 事業目的

本事業は、ベトナム南部のバクリウ省において、発電効率の高い超々臨界圧プラント等の先端技術を用いた石炭火力発電所(1,200MW)及び送電線等関連施設を建設することにより、電力供給を強化し、同国の経済全体の活性化に寄与するもの。

(3) 事業概要

以下は目安であり、施設規模は本調査の段階にて複数案の検討を行う。

- 1) バクリウ火力発電所（発電端出力1,000MW～1,200MW）の建設
 - 土木工事（冷却水取水放水路、石炭運搬用設備を含む港湾施設）
 - 資機材調達・据付（タービン、ボイラー、発電機、排煙脱硫装置等）
- 2) 送電線の建設（500kV×約140km、220kV×約24km）
- 3) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）（ショート・リスト方式）

(4) 対象地域

バクリウ省ドンホイ郡

(5) 関係省庁・機関

- 1) 主たる実施機関
 - ベトナム電力公社（EVN（Vietnam Electricity））
 - ベトナム国家送電公社（NPT（National Power Transmission Corporation））
- 2) その他関係機関
 - 商工省エネルギー総局（Directorate of Energy, Ministry of Industry and Trade（MoIT））
 - 同省エネルギー研究所（Institute of Energy, MoIT）
 -

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

平成26年度エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）ベトナム：バクリウ超々臨界圧石炭火力発電所開発可能性調査（平成27年2月、経済産業省）（以下、「経済産業省F/S」という。）http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000264.pdf

3. 業務の目的

当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施方法（調達・施工）、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、EVN から JICA への協力準備調査実施に係る要請（2015 年 11 月 20 日付）に基づき、バクリウ石炭火力発電所の建設について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置付け

本業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われる予定であるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ベトナム側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 調査実施における JICA 及び実施機関との協議、関係機関への情報共有
インテリム・レポート（中間報告書）、ドラフト・ファイナル・レポートの作成においては、JICA との協議とともに、特に EVN を始めとしたベトナム側実施機関とも内容を協議・確認のうえ、最終化する。また、調査期間を通じて、必要に応じて適宜 JICA と協議を行い、調査の進捗や課題等を共有する。ベトナム側の省庁間の情報共有を促進し、プロジェクトの承認手続き等を迅速化させるため、実施機関とも相談の上、レポート説明会等の機会をいかし、ベトナム側関係機関（財務省、計画投資省、商工省）に調査の進捗が周知されるよう働きかける。必要に応じ、在ベトナム日本大使館にも進捗報告を行う。

プロポーザルにおいては、ベトナム側との協議にかかる時間、ベトナム側の承認手続きにかかる時間、JICA 側への報告・連絡・相談にかかる時間を確保できるよう留意するとともに、関係者の意思決定のプロセスを意識した調査の計画を立てること。

(3) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費

- ③ 事業実施機関の実施能力
- ④ 操業・運営／維持管理体制
- ⑤ 運用効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して協力依頼（契約変更）する可能性がある。

（４） 本事業にて採用する高効率発電技術について

本事業では超々臨界圧発電技術の採用を想定しているが、これまでの協議の経緯から、経済性、技術、環境影響等を総合的に踏まえて、超々臨界圧よりも超々臨界圧に優位性がある旨をベトナム政府が理解し、その計画を承認する必要がある。よって、調査や本邦招聘の機会にこれらの優位性をベトナム側に説明し、理解を得て、実施機関が政府内で説明できる客観的な材料を提供することが肝要。

また、超々臨界圧発電は、近年、他国による技術開発も進んできているが、日本企業が競争力を有する分野である。日本企業に対するヒアリング等により、他国メーカーも含めた実績についてまとめ、本邦企業の優位性について整理すること。また、PQ案の検討を行うこと。

（５） 調査の工程

上記3.（6）のMETIF/Sでは、上記6.（4）の発電技術の他に、発電容量、レイアウト、送電線の容量・ルート、石炭輸送計画・ルート、受入船のサイズ、等について複数案が提示されている。本調査では、これらの複数案の中から最適案を選定し、その最適案について、有償資金協力事業として実施するための審査に必要なレベルでの設計（計画設計）を行っていくものとする。このため、調査工程については、以下のステージに分けて実施する。

なお、複数案を検討する要素（発電技術、発電容量など）が多数あることから、それぞれの要素について技術的な判断基準やベトナム側の判断基準を事前にある程度想定し、効率的・効果的に作業を行うことが求められる。プロポーザルの段階において、これらの判断基準についてリストアップし、1）、2）の各段階でどのような調査・分析を行うのか提案すること。

1) 現況の確認及び複数案の比較検討

既存資料のレビュー、対象サイトの現場踏査、自然条件調査、燃料の調査、技術的・経済的な分析調査を行った上で、事業概要の複数案を提示する。複数案の検討時には、技術面・コスト面等のみならず、環境社会に与える影響を比較項目に含むこと。具体的には、超々臨界圧の採用、燃料計画、受入船のサイズ、発電機の容量、送電線などについて比較検

討できるようにする。

それぞれの案の概要と調査団の推奨案についてインテリム・レポートに取り纏め、ベトナム政府に提出する。インテリム・レポートに記載された情報をもって、ベトナム政府が以下の判断ができるような内容とする。

- 超々臨界圧発電技術の採用
- 発電容量（発電端出力、発電機の台数）の決定
- 受入船のサイズ（10,000DWT、30,000DWT等）、石炭輸送ルート
- 送電線の容量（220kV、550kVなど）・距離・ルート（接続場所）
- その他、最適案の設計の前提となる重要な点

2) 最適案の計画設計と事業効果の確認

選定された最適案について、計画設計を実施する。ここでは、最適案について、有償資金協力事業として実施するための審査に必要なレベルでの設計を行う。併せて、環境影響評価報告書案（以下、EIA案）及び住民移転計画（Resettlement Action Plan: RAP）案（以下、RAP案）作成の支援、事業費の積算、内部収益率の算定等を行った上で、事業効果の確認を行い、結果をドラフト・ファイナル・レポートに取り纏める。

3) 報告書作成

ドラフト・ファイナル・レポートを基に関係者へ説明・協議を行い、その過程で出たコメント等を反映した最終報告書（ファイナル・レポート）を取り纏める。

(6) 低炭素化に向けた検討

地球温暖化対策を考慮したエネルギーミックスの観点から、水力発電・ガス火力・再生エネルギー／省エネとの総合的な開発についても検討し、ベトナムの INDCs（約束草案）の内容との整合性を確認すること。特に、代替電源の検討は、環境社会への影響を比較項目に含めて検討し、報告書に記載すること。また、先進技術の活用や CCS-Ready 化、その他のカーボンオフセット策等についても積極的に検討・提案すること。

(7) 相手国政府作成の各種計画（案）に基づく事業計画の策定

ベトナム政府は本調査結果を用いて F/S（経済産業省 F/S とは異なる）等、プロジェクトの要請や政府承認に必要な文書を作成する必要があることから、調査過程において方針・結果をベトナム側に適時適切に説明し、理解を得た上で調査を進めること。また、ベトナム政府側におけるこれら文書の承認プロセスやその進捗について情報収集し、JICA に報告すること。

なお、本事業は事業費が 10 兆 VND を超える見込みから、事業計画等につい

て、ベトナムでの国会承認が必要となる。そのため、国会承認の早期取得に向けて、実施機関から資料作成に関する支援要請があった場合には必要な支援を行うものとする。

(8) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)に掲げる火力発電セクターおよび影響を及ぼしやすい特性に該当するため、同ガイドライン上カテゴリAに分類されている。ベトナム政府の定める環境社会配慮に係る許認可手続きについて調査し、先方政府による必要な手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価、代替案・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、住民移転計画の策定支援、ステークホルダー会議の開催支援等を行う。調査方針については十分にJICAと協議を行い、JICAが設置する環境社会配慮助言委員会のための資料作成・会議同席等に対応すること。また、調査初期の段階で(発電所、石炭受入施設、送電線等の複数案の検討時)、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICAに報告すること。

(9) 実施体制の検討

ベトナム国内では超々臨界圧発電所の建設・運用実績はなく、運営・維持管理に係る経験がない。そのため、将来的に、建設、運営・維持管理が適切に実施されるよう、実施体制を慎重に検討するとともに、必要に応じて体制整備・能力強化に関する支援策を検討すること。

(10) 安全対策

本業務では、工事時に遵守すべきベトナムの法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」に係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集及びベトナム政府の我が国ODA事業で求められる安全対策に関する理解の深化を図る。

(11) リスク管理シートの活用

本業務では別紙1の「リスク管理シート(Risk Management Framework)」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策を策定すること。

6. 業務の内容

【現況の確認及び複数案の比較検討】

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成、協議

- 1) 本事業に関する資料や既存の調査報告書等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。
- 2) 現地調査の冒頭に、ベトナム側実施機関である EVN に対し、インセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。この際、先方に説明する 10 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

(2) 本邦企業の優位性についての確認

超々臨界圧石炭火力に知見を有する日本企業に対してヒアリングを行い、日本企業及び海外の企業の実績、本邦技術の優位性について確認し、基礎情報を整理する。本調査の実施中にも企業の受注実績等が変化する可能性があることから、常にアップデートを行う。

(3) 事業の背景及び必要性の確認・検討

- 1) 第7次国家電力開発マスタープラン（改訂版 PDP-7）等を参照し、ベトナム政府の電力政策を概観する。特に、電力セクターにおける各種エネルギーの位置付けや中長期的な電源構成等を整理し、本事業にて建設する発電所の必要性を整理する。
- 2) 改訂版 PDP-7 における電力開発計画及び計画の進捗状況を踏まえて、全国及び南部地域の電力需要量を確認する。また、上記推定を踏まえて、経済産業省 F/S にて提案されている発電容量（発電端出力 1,000MW～1,200MW）の必要性を検証し、全国及び南部地域の電力需給における本発電所の役割を整理する。今後の電力需要の数値等は、EVN 等から最新の数値を入手すること。
- 3) ベトナムの INDCs およびサポート文書（Full Report）の内容を確認し、電力セクター、火力発電所、本案件の位置づけと整合性を確認すること。
- 4) 経済産業省 F/S について、発電所、共用施設、港湾、送電線のレイアウト、設計、仕様等をレビューし、技術的・経済的な観点、及び自然環境への影響の観点から事業の妥当性を検討する。また、受入船のサイズ検討に関し、受入港に関するベトナム側の計画や検討状況について調査する。

(4) 複数案比較検討のための調査計画

上記（1）～（3）を踏まえ、複数案を比較検討するのに必要となる、自然

条件調査のTORを検討する。自然条件調査に関するプロポーザルは後述（6）に基づき作成するが、（1）～（3）の実施後、数量や調査項目について変更提案がある場合、JICAと協議の上で決定する。本協力準備調査実施段階における自然条件調査実施の目的は、①複数案の比較検討に必要な調査、②最適案の計画設計に必要な調査の2段階となるが、総じて効率的・経済的になるように①②を配分する計画を検討すること。また、雨季・乾季の影響も考慮した計画とする。

（5）本邦招聘プログラムの実施

ベトナム側関係者を本邦に招聘し、我が国における超々臨界圧発電所等の運用状況や有用性・必要性、また、本邦企業が有する先進的技術・製品・工法について理解を深められるよう、本邦招聘プログラムを実施する。期間は移動日を含めて7日程度とし、視察で得た知見をその後に活用できるよう、調査期間中の初期段階で実施すること。参加予定者は6名程度とし、具体的な参加者はベトナム側と協議の上で決定する。

なお、現時点で想定される上記招聘の準備、実施に際し行う具体的な業務は以下の通り。使用する単価は別紙2のとおり。

1) 受入

- ① 航空券の手配
- ② 査証の手配（ただし、口上書の作成は当機構が実施）
- ③ 来日時・帰国時の空港送迎
- ④ 本邦における宿舎手配及び宿泊先への支払
- ⑤ 保険加入手続き
- ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）の支給
- ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

2) 招聘プログラムの実施

- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 見学先の手配
- ③ 視察資料の作成
- ④ 講義・見学の実施

3) 招聘プログラムの実施監理

- ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・見学における通訳等
- ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等、緊急事態等への対応

コンサルタントは、現時点で想定されるプログラムの内容について、プロポ

一ザルにて提案すること。

なお、上記1)及び3)については、国内再委託による実施を認める。

(6) 自然条件調査

上記(1)～(3)を踏まえ、自然条件調査を実施する。自然条件調査は、①複数案の比較検討のため、②最適案の計画設計(計画設計、施工計画、積算)のため、2段階で必要となる。効率的・経済的に実施できるよう、①②段階のどちらで実施するか、検討すること。合わせて、雨季・乾季の影響も考慮すること。

本業務については、現地再委託及び国内再委託にて実施することを認める。なお、調査数量・範囲については、①②を合わせて以下を目処とするものの、プロポーザルにおいて最適な数量を推定し、提案すること。調査開始後(1)～(3)の結果により調査の数量・仕様が変更になる場合、JICAに相談すること。見積りは別見積りとする。

1) 発電所建設予定地

①地形調査

発電所の敷地の範囲について、地形測量を実施し、複数案の比較検討、計画設計に反映させる。範囲は4km²程度を想定している。構内配置を考慮し、適切な箇所での測量を実施する。

②地質調査(ボーリング)

ボイラー、タービンなどの重要施設近辺において、径86mm、深さ100m程度のものを、6本程度実施することを想定している。必要な情報が、適切に得られるような配置で調査を実施すること。

なお、ボーリング調査の成果としては、一般的なボーリング柱状図(孔内水位及び深度1mのN値を併記)の他、標準貫入試験(JIS1219相当)結果および室内試験結果として整理すること。

室内試験は、乾燥および湿潤重量(深度1m毎)、密度(JISA1202相当)、含水比(JISA1203相当、粘性土層のみ)、粒度(JISA1204相当)、一軸圧縮(JISA1216相当、粘性土層のみ)等を想定している。

2) 発電所建設予定地の沿岸地域

①深淺測量

敷地前面における9km²程度の実施を想定している。石炭船接岸バース、防波堤、取水口、放水口などの配置も考慮しつつ、適切な箇所での測量を実施すること。

②地質調査(海上ボーリング)(石炭バース、防波堤の予定地で支持層までを目処とする。本数はプロポーザルにて提案すること。)

- ③漂砂調査（雨季・乾季の深淺測量、底質調査、水質調査）
- ④流況調査、流況変化等の予測シミュレーション（航路の先端および中央部、取・放水口予定地付近等において、海岸変形の解析を行うことを目的とし、河川流量・浮遊土砂量の観測調査を実施）
- ⑤波浪調査、風況調査（発電所建設予定地の前面沖合）
- ⑥潮流・潮位観測
- 3）各種気象データ（風向、風速、降水量、気温及び湿度、大気成分など）
- 4）各種海象データ（潮位、海水温度、水質など）
- 5）各種生態系データ（事業予定地周辺の陸域、陸水域、海域）
- 6）発電所建設予定地及びその周辺の社会・経済活動状況
- 7）送電線建設予定地域の社会・経済活動状況

（7）複数案の検討と最適案の選定

本案件は以下に示すような設計の前提条件が未定である。よって、以下の観点から事業の複数案を検討し、概略をまとめ、その後、複数案を比較・評価し、ベトナム側と協議を行い、最適案を選定する。比較検討の観点としては、技術、経済性、維持管理、本邦企業の競争力、環境社会面の影響等とする。なお、経済産業省 F/S においてもこれらの観点から複数の案が検討されているが、妥当な案があればこれに依らず提案する。また、以下（10）～（13）の検討事項について、複数案の比較検討に必要となる場合、必要に応じこの段階で一部の検討を開始する。

1）代替電源

環境社会配慮の観点から、同じ発電量を得るための代替電源について検討し、環境社会への影響、CO₂ 排出量、緩和策にかかるコスト、技術的観妥当性等の観点で比較し、整理する。

2）発電技術

採用する発電技術（超々臨界圧、超臨界圧）について、経済性、技術面、環境面から比較検討する。

3）発電所・共用施設

プラントの規模及び単機容量（〇〇MW×〇基、発電端出力 1,000MW～1,200MW の範囲で妥当な案を複数検討する）、共用施設の範囲、発電所のレイアウトについて、検討する。

4）港湾施設

港湾施設の設計は、経済産業省 F/S によれば 10,000DWT 及び 30,000DWT の 2 案が検討されている。これら 2 案について、港の自然条件、環境・社会への影響、経済性・技術的効率性、燃料調達計画の有効性などの観

点から比較検討する。

燃料となる石炭（瀝青炭、亜瀝青炭）は、高効率発電所の場合、インドネシア、ロシア、オーストラリア等から船で輸入する必要がある。ベトナム政府は現時点で石炭の輸入元を決定していないことから、調査団において複数の候補を検討し、ベトナム政府に提示する必要がある。また、30,000DWT の場合は海外輸入炭の直接受入、10,000DWT の場合はベトナム国内での石炭中継基地を利用する必要があるが、中継基地は現時点で決定されていないため、ズエンハイにおける石炭ターミナル建設計画も含め、どの中継基地を利用するかも検討する。

5) 送電線

送電線の容量・距離、基幹送電線・変電所との接続場所、接続方法ついて、送電効率やベトナム南部地域の電力供給の観点から検討する。最適案の選定後、環境社会配慮に関する調査・手続きを進められるよう、この段階でルートを提示する。

(8) インテリム・レポートの作成

以上の調査結果についてインテリム・レポートを作成し、EVN、MoIT エネルギー総局等の関係機関に説明する。この際、先方に説明する 15 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。上記 5. (2) のとおり、関係機関への情報共有に留意する。

(9) インテリム・レポート協議及び最適案の決定

インテリム・レポートの内容に基づき、ベトナム側が(7)にて検討した複数案から最適案を決定する。調査団は、ベトナム側の承認プロセスについてフォローし、JICA に報告し、必要に応じてベトナム側に補足説明を行う。必要に応じ、JICA がベトナム側と協議を行うこともある。

【最適案の計画設計と事業効果の確認】

(10) 系統解析（系統安定度・潮流解析）

送電線の新設及び近隣の新規発電所建設計画等を踏まえ、適切な範囲について実施する。必要に応じ、(7)の段階で着手する。

- 1) 潮流解析
- 2) 定態／動的安定度解析

(11) 燃料供給計画案の作成

コスト積算に必要となる精度において、以下の調査・検討を行う。必要に応

じ、(7)の段階で着手する。

- 1) 想定される輸入炭にかかる調査分析
- 2) 燃料供給計画の検討
- 3) 燃料運搬計画の検討

(12) 計画の概要決定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、以下の項目を含むプロジェクトの事業概要を策定する。以降、この概要に基づき計画設計を行う。

- 1) プロジェクトの目標
- 2) 主要施設の内容(発電所、共用施設、送電線、港湾施設の主要な緒元)
- 3) コンサルティング・サービスの内容(事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計・入札補助・施工監理等)の内容とその規模(M/M)について計画する)

(13) 計画設計(設備の配置、送電線ルート、必要水量の確保、取水計画、機材搬入ルート、灰捨場の検討等)

これまでの調査結果等を基に、設備の配置、発・変電設備、送電線ルート、取水計画、機材搬入ルート、灰捨場の検討等、施設の計画設計を実施する。なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月版)を参照して設計総括表を作成し、JICAに対して、適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を行うこと。

また、上記5.(6)の観点から、先進技術の活用やCCS-Ready化等についても積極的に検討・提案する。

(14) 事業実施・運営・維持管理体制の検討

本事業で建設した発電所及び送変電施設の適切な運営・維持管理に必要な事業実施体制について、下記の項目を中心に、組織・所掌範囲、実施に必要な人員配置・育成・確保、技術水準、予算計画と財源(財務状況、キャッシュフロー分析を含む)等を検討する。この際、バクリウ発電所がベトナム初の超々臨界圧発電所であることを十分に踏まえて検討すること。

また、複数の機関に跨る実施体制を提案する場合は、実現可能性を検討した上で、責任の所在を明確にすること。

- 1) 建設工事に必要となる Project Management Unit 及び関連組織
- 2) 完成後の発電所の運営・維持管理を担う組織

(15) 人材育成(技術支援)計画等の検討

上記（13）で検討した組織の設立計画及び人材育成計画、並びに必要に応じて保有すべき機材整備計画を策定する。また、これらの実施に向けて本事業のコンサルティング・サービスまたは円借款附帯技術協力等の実施が必要であると判断される場合、プロジェクト目標、成果、活動、投入（金額を含む）等について検討する。

（16） 概略事業費と資金計画の検討

以下1）～5）の要領に沿って、概略事業費の積算を行い、①～⑤で示すこと。

1） 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は報告書には記載しない。また、下線部については、その算出方法を JICA から指示することがある。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロント・エンド・フィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他 1（融資非適格項目）
 - a) 用地補償等
 - b) 関税・税金
 - c) 事業実施者の一般管理費
 - d) 他機関建中金利（必要に応じて）
- h. その他 2
 - a) 完成後の維持管理費
 - b) 初期運転資金
 - c) 移転地整備に係る必要
 - d) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動に必要な費用
 - e) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2） 事業費の算出様式

事業費については別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年に割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照する。

4) 積算総括表

積算にあたっては、共通仕様書第16条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を得ること。

5) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を取り纏め、提出する。

- ① 資金計画（資金調達計画、JICA 融資対象部分の支出計画）
- ② 年別資金計画
- ③ 内外貨区分
- ④ 税金の扱い
- ⑤ ベトナム側負担分について

(17) 調達方法の検討

「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づき、以下①～⑥の項目を踏まえて適切な調達計画を立案する。

- ① 施設建設、機材
- ② コンサルティング・サービス（詳細設計、調達支援、施工監理、人材育成・技術移転）

特に、事業実施に際しての以下の項目を含む調達のあり方については、考え方を整理して「調達方法の留意事項」として別途 JICA に提出する。

- ③ ベトナムにおける当該類似業務（同規模の火力発電所等）の調達事情
 - 一般建設工事の入札と契約に係る一般事情（施工業者の実績、能力、調達プロセス）
 - 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般事情
 - 現地施工業者の一般事情
- ④ 入札手法、契約条件の設定
 - 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針、等

⑤ コンサルタントの選定方法

- インターナショナル・コンサルタントの採否、等

⑥ 施工業者の選定方針

- PQ (Pre-Qualification) 条件案の設定
- Local Competitive Bid の採否
- 入札パッケージ (発注規模、工種別の発注) の考え方、等

(18) 運用・効果指標の検討

定量的効果については、経済分析 (内部収益率 (EIRR/FIRR) の算出) を行う。算出方法については本事業の特性を踏まえ、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、定量的指標 (運用・効果指標) について、最新の基準値とともに本事業完成後2年を目途とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標 (運用・効果指標) は、最大出力、設備利用率、発電端効率、送電端効率等を想定しているが、コンサルタントは本事業の特性を踏まえ指標案をプロポーザルで提案すること。

定性的効果については、南部地域における安定的な電力供給等を想定しているが、これについても、コンサルタントは本事業の特性を踏まえ指標案をプロポーザルで提案すること。

定量的効果、定性的効果ともに基準値及び目標値の設定とともに、データ入手手段及びモニタリング手法の提案も行うこと。

(19) 事業実施スケジュールの検討

調達手続きを含めた詳細設計/施工、人材育成の期間について、月単位のバーチャート (JICA の様式に基づく) により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程 (用地取得、住民移転等) を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。また、関連事業が存在する場合は、その工事スケジュールも考慮し、整合性が確保されたものとする。

(20) 環境配慮

以下の点に留意して、環境配慮に関する調査を行う。なお、本項については、現地再委託による実施を認める。

- ① JICA 環境ガイドライン等に基づき、EIA 報告書案の作成を行う。EIA 報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を

参考にする¹。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。

② EIA 報告書案に関する主な調査項目は、以下のとおり。

ア. ベースとなる環境社会の状況（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地里位用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）

イ. 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

イ) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法

ウ) 関係機関の役割

ウ. スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

エ. 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

オ. 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

カ. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

キ. 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成

ク. 予算、財源、実施体制の明確化

ケ. ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者²、協議方法・内容等の検討）

③環境配慮に関する調査を行うにあたり、特に本事業に伴うマングローブへの負の影響に対する緩和策の検討を十分に行うこと。検討にあたり、ベトナム国内の政策・規制等を確認の上、JICA 環境ガイドラインに基づきプロジェクトが与える負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を検討すること。

¹ 本案件はカテゴリ A 案件であるが、カテゴリ B 案件の執筆要領を準用する。

² 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

④発電所建設予定地に国立公園等の保護対象地域は含まれないものの、東に約15kmの位置に Important Bird and Biodiversity Areas (IBAs) の Bac Lieu Bird Sanctuary³が存在することが確認されている。本事業が当該地域に与える負の影響の有無についても本調査にて確認の上、報告書に記載すること。

⑤上記②のアのベースとなる環境社会の状況の確認にあたり、現地での測定・調査を行う場合は雨季と乾季双方のデータを取得すること。信頼性のある既存データの使用が可能等、両季節のデータ取得が不要と判断される場合は、その技術的根拠・妥当性等を説明の上、調査方法を JICA に提案すること。

(21) 社会配慮

以下の点に留意して、社会配慮に関する調査を行う。なお、本項については、現地再委託による実施を認める。

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、RAP 案の作成を行う。RAP 案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載のある内容及び以下①～⑪を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「RAP 案作成方針」及び「RAP 案」を作成した段階で助言を求め、その資料作成や質疑応答対応等の業務支援を行う。また、RAP 案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

①住民移転に係る法的枠組みの分析

- ・ 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

②住民移転の必要性の記載

³ <http://www.birdlife.org/datazone/sitefactsheet.php?id=12011> (2016 年 5 月 23 日アクセス)

- ・ 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。
- ③社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施
- ・ 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
 - ・ 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
 - ・ 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。
- ④損失資産の補償、生活再建対策の立案
- ・ 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
 - ・ 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
 - ・ OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
 - ・ 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受

給権者と協議の上で作成される必要がある。

⑤移転先地整備計画の作成

- ・ 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

⑥苦情処理メカニズムの検討

- ・ 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦実施体制の検討

- ・ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- ・ 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

⑧実施スケジュールの検討

- ・ 1) 補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨費用と財源の検討

- ・ 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

⑩モニタリング・事業終了評価方法の検討

- ・ 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- ・ 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- ・ 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方

法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

⑪住民参加の確保

- ・ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(22) ベトナム側による F/S 及び EIA 作成・承認手続き支援

本事業に関し、EVN は、本準備調査の結果を踏まえ、本事業の実施に必要な Feasibility Study (F/S) 及び EIA 調査を実施し、ベトナム政府より調査結果について承認を受ける必要がある。この作業を円滑かつ迅速に進めるため、本調査結果について初期段階より本調査結果について EVN と共有するとともに、F/S 及び EIA の作成・提出に関する助言を行う。

(23) ジェンダー配慮の検討

ジェンダー主流化推進支援のため、設計段階、工事段階、運転段階において実施機関が配慮すべき点を整理する。例えば、年齢・性別を問わず作業員として従事できるような配慮等。

また、住民の環境に関する考えはジェンダーによって異なることが予想されることから、本事業においてステークホルダー協議やインタビュー実施時には、対象者の選定や方法に関して、ジェンダー視点に留意して、社会調査等を実施し、その結果を報告書に含めること。

(24) 気候変動緩和策による効果の推計

水力、ガス火力、亜臨界圧、超臨界圧等と比較し、超々臨界圧技術による気候変動緩和を評価するため、JICA 気候変動対策支援ツール／緩和策 (JICA Climate-FIT) (http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html) 等を用いて、本事業実施による温暖化ガス排出削減効果を推計する。

(25) 準備調査報告書（ドラフト）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（ドラフト）として取り纏め、ベトナム政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。この際、先方に説明する15営業日前までにJICAに案を提出し、JICAからのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

(26) 準備調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。なお、準備調査報告書については、(18)で聴取したコメントに加え、2017年8月頃に予定されている、JICAの本事業に関する審査等の結果を踏まえて作成すること。

7. 成果品等

本調査の各段階で作成・提出する資料は以下の通り。このうち、(1)の⑤及び⑥を最終成果品とする。なお、以下に示す部数はJICA及び先方機関に提出する部数であり、国内の会議等に必要な資料等については、別途必要な部数および電子化したものを用意すること。

(1) 報告書の種類

① 業務計画書

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2016年9月

提出方法：電子データ

② インセプション・レポート

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2016年9月

部数：和文、英文、ベトナム語（電子データ）

和文1部、英文1部、ベトナム語6部（簡易製本）

うち、ベトナム語5部は実施機関に提出

③ インテリム・レポート

記載事項：提出時点までの検討結果。

提出時期：2016年12月

部数：和文、英文、ベトナム語（電子データ）
和文1部、英文1部、ベトナム語6部（簡易製本）
うち、ベトナム語5部は実施機関に提出

④ 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）。
提出時期：2017年8月（ただし、準備調査報告書（ドラフト）段階の環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ日程によっては、環境社会配慮部分の提出時期が早まることもある。）

部数：和文、英文、ベトナム語（電子データ）
和文1部、英文1部、ベトナム語6部（簡易製本）
うち、ベトナム語5部は実施機関に提出

⑤ 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約、完成予想図（イメージ）を含む）。
※調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることになるため、必要な入札関連情報については報告書には含めず、別途資料として提出すること。

提出時期：2017年10月

部数：和文8部、英文5部、ベトナム語6部（製本）
和文、英文、ベトナム語（電子データ、CD-ROM3部）

⑥ デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時

部数：CD-ROM2部

(2) 報告書の仕様

- ① 準備調査報告書以外の報告書の作成仕様は、A4 ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。
- ② 準備調査報告書の作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）のとおりとする。

(3) 報告書の仕様

- ① 各報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。

- ② 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円価との交換レートを記載すること。
- ③ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- ④ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑤ 各報告書の先方政府への説明・協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2016年8月下旬に業務を開始し、2017年8月下旬に準備調査報告書（ドラフト）、2017年10月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約70.75M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、現地のリソースの活用を含め、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／電源開発計画（格付：2号）
- ② 石炭火力発電所建設計画
- ③ 電力土木
- ④ 港湾計画（格付：3号）
- ⑤ 港湾土木
- ⑥ 自然条件調査（土質）
- ⑦ 自然条件調査（波浪）
- ⑧ 機械設備
- ⑨ 電気・計装設備
- ⑩ 燃料設備
- ⑪ 燃料計画
- ⑫ 環境設備
- ⑬ 系統解析
- ⑭ 送変電設備設計
- ⑮ 施工計画／積算
- ⑯ 維持管理体制／組織制度
- ⑰ 経済財務分析
- ⑱ 環境社会配慮（環境配慮）（格付：3号）
- ⑲ 環境社会配慮（環境配慮（生態系））
- ⑳ 環境社会配慮（社会配慮）／ジェンダー配慮

(3) 業務調整団員

必要に応じ、全体 MM を超えない範囲で業務調整団員を配置することを認める（他の担当分野に関する補助との兼務を認める）。

(4) 通訳

必要に応じ、英語⇄ベトナム語の通訳を現地にて傭上することを認める。

3. 閲覧資料／貸与資料

(1) 平成 26 年度エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）ベトナム：バクリュウ超々臨界圧石炭火力発電所開発可能性調査（平成 27 年 2 月、経済産業省）

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000264.pdf

(2) ベトナム社会主義共和国輸入石炭中継基地事業準備調査（PPP インフラ事業）http://libopac.jica.go.jp/images/report/12229084_01.pdf

(3) カテゴリ B 案件報告書執筆要領

(4) 合意文書（2015 年 12 月 24 日署名）

4. 調査用機材

(1) 調達

本調査を実施する上で必要な機材があれば、機材名、数量、仕様、現地調達の可否、見積価格、事由（用途）等をプロポーザルにて提案すること。

(2) 管理

資機材については、JICA「受託団体向け機材調達ガイドライン」に基づき、受注者が機構の関連規定を遵守して調達する。本調査実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

5. 見積もり条件

JICA が定める「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（2014 年 4 月）に基づき、コンサルタントの活動に必要な経費について積算すること。

6. 相手国側の便宜供与

オフィススペース（カントー省オモン発電所内）の提供、カウンターパートの参加、安全に係る情報の提供等が予定されている。

7. 現地再委託・国内再委託

(1) 自然条件調査

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。また、以下の項目以外に再委託による調査が妥当な項目があればプロポーザルにて提案すること。

- (1) 地形調査
- (2) 地質調査
- (3) 深淺測量
- (4) 地質調査（海上ボーリング）
- (5) 漂砂調査
- (6) 流況調査
- (7) 波浪調査・風況調査
- (8) 潮流・潮位観測
- (9) 気象・海象データ調査
- (10) 生態系調査
- (11) 発電所建設予定地、送電線建設予定地及びその周辺の社会・経済活動状況
- (12) 環境配慮調査
- (13) 社会配慮調査

再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」⁴（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地（国内再委託の場合は国内）において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(2) 本邦招聘

第26.(4)にて指示した本邦招聘のうち、①（受入）と③（招聘プログラムの実施監理）に関し、当該業務について経験を有する日本国内の企業等に再委託して実施することを認める。再委託にて実施する場合は、委託業者の業務遂行に関しては本邦において適切な監督、指示を行い、同②（招聘プログラム

⁴ 国内再委託業務についても、当ガイドラインに準じて手続きを行うこと。

の実施の円滑な実施)に資すること。

プロポーザルでは、対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

また、プロポーザルにて実施に必要な一切の経費を見積もることとし、日当、宿泊費、講師謝金の単価については、別紙2の単価表を用いること。なお、会議費(招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用)の計上は認めない。

8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 不正腐敗

「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口、またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

リスク管理シート (Risk Management Framework) フォーマット

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
1. Stakeholder risk		
<ul style="list-style-type: none"> - 政府の開発事業へのコミットの低さ（政策的優先度、財政面を含む支援の確約） - 政権交代後の政策的優先度の維持可能性 【開発政策と本事業の位置付け】	視点・チェック事項： ★当該事業が政府内で優先事業として特定されているか。相手国のハイレベルで開発戦略、改革策へのコミットがあるか。 ★政権交代等で政策優先度が変化、事業へのコミットが失われる恐れはないか。 ★事業により政府の国内的、国際的イメージが影響を受け（プラス、マイナス双方）、事業実施意欲の喪失、逆に強化につながる要因はあるか。 確認ポイント： ★開発計画等への掲載、案件準備段階での予算措置、事業計画作成段階でのステークホルダーとの対話状況等を確認。	★定期的なハイレベルでの政策協議を、特に次年度予算要求のタイミングで実施し、事業が政策に整合的であることを確認。 ★セミナー開催、マスコミへの情報提供等を通じた事業便益の情報公開等、PR 戦略の策定・実施による住民の期待・世論への働きかけ。
<ul style="list-style-type: none"> - 政府外の国民一般のニーズとの整合性 - 既得権益層との対立の可能性 【開発政策と本事業の位置付け】	視点・チェック事項： ★住民運動、メディア、近隣国政府を含むステークホルダーから激しい反対が引き起こされる可能性はないか。 ★仮にリスクが高い場合、適切な広報戦略を含むリスク対策が整備されているか。 ★事業実施が特に政治的圧力を持つ特定グループの既得権益を阻害することで、政治的な妨害につながる可能性はないか。 確認ポイント： ★案件準備段階でのステークホルダー会議の実績、記録等を確認。彼らのニーズは事業に反映されているか。	★事業便益、インパクト等の分析と現地コミュニティ、ステークホルダーとの積極的協議。現地語によるメディア対策の実施。情報開示と（必要に応じ）第三者によるモニタリングの導入。 ★事業に影響力を持ちうる人物・団体等の特定と、関連ステークホルダーへの情報提供。（JICAは必要に応じオブザーバー参加。） ★事業の影響を受けうる既得権益層に対しては、適切な補償措置の提供。（例えばミニバス・オーナーへの大型バス運営委託、支線でのミニバス運行等。）
<ul style="list-style-type: none"> - 民間資金を活用する事業の場合、事業体への出資参加・資金提供の可能性 【事業費と資金計画】	視点・チェック事項： ★特定目的会社への出資、事業完成後の運営管理を含む民間の事業参加が動員できず、事業実施が頓挫する可能性はないか。 確認ポイント： ★民間出資者等向けの事業説明会（ロードショー）の実績、反応の確認。近隣諸国等での同種事業実施実績の確認。	★事業準備段階からの予備的なスポンサー探し、民間スポンサーの興味の確認。民間銀行等、代替的資金提供手段の検討。民間スポンサー経験のあるEPC、O&Mコントラクターとの契約。
2. Executing agency risk		
2.1 Capacity risk		

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
- 実施機関への適切なリソース、権限の付与 【事業実施機関－財務面の実施能力】	視点・チェック事項： ★事業実施機関は十分な人的、財務的資源を有しているか。事業実施に必要な各種意思決定を迅速に行う権限を有しているか。 確認ポイント： ★ドナー、コンサルタント／コントラクターからの聴取、報告書レビュー。先行円借款（特に第1フェーズ、輪切り第1期等）、同種その他ドナー事業は順調に進捗してきたか確認。	★実施機関の各部門の責任体制の確認、関連法令・規則のチェック。必要な場合は、適切なガバナンス体制の構築を L/A 発効条件に規定。 ★予算配分については、次年度予算要求時期に合わせたレビュー会合の開催により確保。
- 財務管理・調達プロセスへの信頼性、管理部門の技術的能力 - 政治的圧力からの自由を含む規則の実態的適用 【事業実施機関－技術面の実施能力】	視点・チェック事項： ★政府調達等に関する各種規則、法令は適切に整備されているか。JICA の同意プロセス等が適切に組み込まれているか。 ★逆に JICA 調達ガイドライン以上の（必要以上に）厳しい条件が課されていて、再入札等を余儀なくされる恐れはないか。 確認ポイント： ★公共調達・財務管理能力調査等の既存資料のレビュー。担当部門スタッフの転職率、新規スタッフの研修体制。内部監査部門の有無とその機能。 ★現地会計検査院、ドナー、コンサルタント／コントラクターからの聴取。同程度の過去の政府調達（援助事業含む）において、大きな遅延、不正は生じていないか確認。	★財務・調達に関する内部管理マニュアルの確認。電子調達手続きの導入支援。 ★先行事業等において良好なパフォーマンスのスタッフの PIU への配属申し入れ。人事異動を回避するための研修等によるインセンティブ付与。（人事への介入とみなされないよう留意。） ★事業準備期間から開始直後にかけての調達・財務管理セミナー、PIU スタッフへのトレーニング実施、専門家や監理コンサルタントの派遣。 ★ハイレベルでのモニタリング会合等における、内部決裁手続きの確認と処理日数等の具体的データに基づく協議、手続き簡素化や PIU への権限移譲への働きかけ。
- 自己資金負担能力への信頼性 - 財務管理能力への信頼性 【事業実施機関－財務面の実施能力】	視点・チェック事項： ★実施中の自己資金負担、維持管理費用は適切に徴収可能か、あるいは政府から配賦されるか。仮に借入が必要な場合、迅速に借入できるか。 ★逆に（議会承認の条件等として）輪切り後続部分までのフルファイナンスが求められ、先方政府内での事業承認が遅延するリスクはないか。 確認ポイント： ★過去の当初予算と執行率の確認。年度途中での予算執行状況のレビュー制度、実績に応じた柔軟な予算配分見直し制度の有無。 ★政府全体の予算状況の見通し確認（IMF のマクロ経済レビュー等）。	★同上。 ★加えてコンピュータベースでの財務管理システムの構築支援、適正な財務報告作成への支援。 ★外部監査人（現地会計検査院含む）の事業プロセスへの参加。 ★仮に自己資金分が不足した場合、銀行から一定額の借入ができるクレジットラインの設定、限度額までの政府保証付与のアレンジ。
- コントラクターへの支払い遅延等の可能性 【事業実施機関－財	視点・チェック事項： ★工事内容、請求書の適切性チェック等の支払い手続き、承認権限が適切な範囲で現場に移譲されているか。	★定期的ポートフォリオ会合等において、遅延による具体的コスト（コミット・チャージ増加、経済性低下等）を示したモニタリング・対話。事業実施状況の情報公開による外的圧力。

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
務面の実施能力、事業実施体制】	<p>確認ポイント：</p> <p>★ドナー、コンサルタント/コントラクターからの聴取。</p>	<p>★内部決裁手続きの確認と処理日数等のデータに基づく協議を通じた手続き簡素化や PIU への権限移譲の働きかけ。</p>
- TSL 等の場合の仲介機関、地方分散型事業の場合の地方政府/コミュニティの財務・技術能力不足の可能性 【事業実施機関-事業実施体制、操業・運営/維持・管理体制】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★仲介機関の低パフォーマンスにより、事業実施、資金活用が停滞する可能性はないか。政治的圧力等を含め、仲介機関が適切に選定されないリスクはあるか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★上記の中央政府・機関の確認ポイントを地方政府等のレベルでも実施。 ★予算制度における地方政府等のパフォーマンス・レビュー制度の有無。 ★過去の予算配分額等に比しての借款資金規模が過大でないか。</p>	<p>★明確な仲介機関選定基準の策定（できる限り客観的条件による政治的圧力の排除）、プロジェクト運営マニュアルの策定、基準・規定に則った透明な選定プロセスの確認。</p> <p>★地方分散型事業の場合、経済性、担当地方政府・実施機関、コミュニティの参加体制等、明確なサブプロジェクト選定基準の策定。</p> <p>★参加機関（仲介金融機関、地方政府、コミュニティ等）は固定的とせず、パフォーマンスにより柔軟に変更可能な設計とすることで、パフォーマンス改善・維持のプレッシャーとする。複数の機関が参加する形でリスク分散を図る。</p>
2.2 Governance risk		
- 関係各部門間の連携体制、複雑な実施体制 【事業実施機関-事業実施体制、操業・運営/維持・管理体制】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★上位官庁を含めた関係機関の間で、事業実施に必要な各種意思決定に関する責任分担、協議体制ができているか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★定期的な省庁間連絡体制の制度、協議実績の確認。 ★当該事業が依拠する開発計画等の省庁間議論のポイント確認。当該事業が他省庁の行政目標に正の影響を与えるか。</p>	<p>★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。</p> <p>★事業実施担当官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。</p>
- 借入に必要な議会承認等の遅延 【事業実施スケジュール】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★政府-議会間の意思疎通の欠如、相手国政府内の規程上の要求（ex. 輪切り後続分を含む資金手当て）等により、E/N・L/A 等の議会承認が遅れる可能性はないか。</p> <p>確認ポイント：</p> <p>★他ドナーを含めた過去の事例の確認。現議会の与野党対立の度合い。</p>	<p>★特に政権交代等が想定される場合、主要野党指導者への事業裨益効果の広報の経路（JICA は大使館を通じて政権に働きかけるという関係。前面には出ない。）</p>
2.3 Fraud & corruption risk		
- 財務・調達管理規則等の適切性、実効性 【調達・施工方法】	<p>視点・チェック事項：</p> <p>★調達、財務管理、汚職対策を含め、事業の順調な実施に必要な制度構築はなされているか。会計検査制度、情報公開等が適切に行われる制度は確保されているか。リスクが高い場合、事後監査を含めた補完措置がとられているか。 ★過去の同種事業で（他ドナー事業を含め）、実施段階で大幅な遅延、問題が発生したこと</p>	<p>★財務・調達に関する内部管理マニュアルの確認と指導。適切なチェック&バランス機能の構築（管理能力と迅速性とのトレードオフに注意）。適切であれば電子調達手続きの導入支援。</p> <p>★先行事業等において良好なパフォーマンスのスタッフの PIU への配属申し入れ。人事異動を回避するための研修等によるインセンティブ付与。（人事への介入とみなされないよう留意。）</p> <p>★事業準備期間から開始直後にかけての調達・財</p>

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
	はないか。 確認ポイント： ★公共財務システム評価等のレビュー、ドナー、コントラクター/コンサルタントからの聴取。	務管理セミナー、PIU スタッフへのトレーニング実施、専門家や監理コンサルタントの派遣。 ★ハイレベルでのモニタリング会合等における、内部決裁手続きの確認と処理日数等のデータに基づく協議、手続き簡素化や PIU への権限移譲への働きかけ。 ★主管官庁、実施機関本部、PMU 等の間で、承認権限等の所掌の明確化。日常的な進捗に関わるものを中心に、できる限り PMU への意思決定の権限移譲。
3. Project risk		
3.1 Design risk		
- 事業の技術的設計 - 高度すぎる技術の採用 【事業概要】 【事業実施機関—技術面での実施能力】	視点・チェック事項： ★事業は技術的に複雑すぎる設計となっていないか。開発効果を達成する上で必要なコンポーネントは、適切に対処されているか（他ドナーとの連携を含め）。 ★必要以上に高度な技術を採用するため、利用料金、維持管理費用が高騰しないか。 確認ポイント： ★既存の公共事業で同種の技術を使っているか。提案技術は、何らかの制度改革に依存していないか。	★案件形成の初期段階からの経験豊富な技術者による技術審査。必要に応じ、協力準備調査における技術レビュー・コンサルタント雇用。第3者機関、experts panel 等による技術レビュー。 ★事後評価（他ドナーの経験を含む）における教訓を適切に踏まえた、実施機関との対話。 ★借款額設定時の適切な予備費の確保。
- 事業スコープの適切性 【事業概要】	視点・チェック事項： ★事業目的の達成に必要なコンポーネント（ソフト含む）は全て含まれているか。支援対象外のコンポーネントが実施されないことにより、開発効果が発現されない可能性はないか。 確認ポイント： ★開発計画等における関連事業、補完的政策への政府取組みの記載確認。 ★他ドナーの支援戦略文書における主要課題の記載内容、支援予定の確認。	★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。 ★事業実施担当官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。
- 事業モニタリング体制の信頼性 【事業実施機関—事業実施体制】	視点・チェック事項： ★事業実施状況（予算、工事）が適時に正確に確認できず、問題の発生が発見できず、問題が放置される可能性はないか。 ★モニタリングの不十分さにより、資金の不正使用等が起きる可能性はないか。 確認ポイント： ★事業実施監理責任は明確にされているか（PIU の設置等）。当該 PIU スタッフ自身に、同規模事業を実施監理した経験があるか。 ★公共事業予算における予算執行状況のモ	★データベース管理システム、Management Information System 構築の事業コンポーネントへの取り込み、専門家派遣。

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
<p>- 地方分散型事業の場合の事業実施体制 【事業実施機関－事業実施体制】</p>	<p>ニタリング・メカニズム等の現況確認。</p> <p>視点・チェック事項： ★地方政府、現地コミュニティを含め、事業実施段階から維持管理までの責任体制、管理能力が適切に把握されているか。 ★不足する能力には、適切な補完措置（コンサルタント TOR、現地ファシリテーターの配備等）がなされているか。</p> <p>確認ポイント： ★上記の中央政府・機関の確認事項を地方政府等においても確認。</p>	<p>★基本的事業実施枠組みを、事前に参加者（農民等）に説明し、合意形成を促進。NGO や現地コンサルタントのファシリテーターとしての雇用。 ★受け皿組織の策定を事業承認（L/A 発効）の条件とする。</p>
<p>- 調達パッケージの不適切性 - コントラクターの能力不足 【調達・施工方法】</p>	<p>視点・チェック事項： ★調達パッケージ数が過度に多すぎないか。 ★コントラクター間での調整コストが高すぎる、あるいは少額すぎて能力のある応札者が忌避する調達パッケージとなっていないか。 ★LCB 部分につき、現地コントラクター、資材等は十分に調達可能か。</p> <p>確認ポイント： ★協力準備調査等における政府登録事業者等のリスト、工事实績確認。 ★他ドナーの支援事業を含む過去の事例におけるロット分けの実績確認、ヒアリング。</p>	<p>★案件形成の初期段階からの経験豊富な技術者による確認。 ★案件形成の段階で、既往公共事業等の応札企業のリスト、工事品質の確認等を通じて、現地コントラクターの能力を確認する。 ★十分な数の質の高い企業が応札するよう、入札情報の先行広報を行わせる。</p>
<p>- 外部要因による事業費高騰への脆弱性 【事業費と資金計画】</p>	<p>視点・チェック事項： ★国際市況や為替要因により、事業費が高騰する可能性は高くないか。</p> <p>確認ポイント： ★同種事業を実施しているコントラクターからの事業環境見通しのヒアリング。</p>	<p>★予備費の適切な配分と事業デザイン（コンポーネント）の柔軟性確保。必要に応じて相手国の追加的予算措置を可能とする能力の確認。</p>
<p>- 外部要因による需要減への脆弱性 【事業の必要性】</p>	<p>視点・チェック事項： ★事業サービスの提供先が狭い対象に限られていて、外部経済環境等により需要が急減する可能性は高くないか。</p> <p>確認ポイント： ★当該実施機関以外に、共通の需要要因により事業が影響される事業体があれば、その事業見通しの確認。 ★F/S における需要予測を要因分解した上で、各決定要因につき国際機関等からの見直しヒアリング。</p>	<p>★需要予測における前提条件の明確化と、感応度分析の実施。この上で、事業実施中の前提条件のモニタリング。また F/S とは異なった手法での需要予測実施。 ★可能であれば事業計画の見直し余地を残す柔軟な案件計画の設定。 ★主要なサービス需要が低下した際に補完しうる複数のタイプの需要に対応した事業計画の策定。 ★利用率向上のための広報活動支援。</p>
<p>3.2 Program/donor risk</p>		

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
- 周辺関連事業の整備 【事業概要】	<p>視点・チェック事項： ★支援対象外の事業（政策・制度改革含む）に開発効果が依存している場合、それら事業の遅延等により、事業効果が達成されない可能性はないか。</p> <p>確認ポイント： ★事業間の相互依存の程度。建設工事自体が関連している場合、クリティカルパスはどちらにあるか。</p>	<p>★関係機関との事業・政策調整、事業の相乗効果発揮のため、PIU 内に関係機関調整役を配置。</p> <p>★Steering committee には、関係機関のシニアメンバー（大臣、副大臣等）を含める。周辺政策、事業を含む Action Plan の S/C での合意とフォローアップ実施。</p> <p>★中間レビューの積極的対応。ポートフォリオ会合等では、複数機関が参加する全体会合を設け、関連政策・事業の実施状況もモニタリング、必要な対応策がハイレベルの参加の下で確認できる仕組みとする。</p>
- 開発効果発現に必要な政策、制度改革 【開発政策と本事業の位置付け】	<p>視点・チェック事項： ★料金政策等、開発効果の発現に必要な政策・制度改革の必要性は十分に認識されているか。その実施に向けた支援は、他ドナーを含めて十分に得られているか。</p> <p>確認ポイント： ★セクター・ポリシー等における改革策への言及、国際機関等の他ドナーとの対話実績の確認。</p>	<p>★案件形成段階から各省庁間の政策調整を司る steering committee 等を開催し、省庁横断でのセクター政策の意思疎通を図る。案件実施段階でも、同 committee を継続し、定期的なフォローアップを行う。</p> <p>★事業実施官庁以外の関係者にとっても、同政策の実施がインセンティブを持つように配慮も検討（財務省を巻き込んだ予算プロセス等）。</p>
- 関連ドナー等との連携体制 【他の援助機関の対応】 【他ドナー等との連携】	<p>視点・チェック事項： ★対象セクターの政策、事業実施上の課題を適時に情報提供し、協議する制度ができていないか。</p> <p>確認ポイント： ★ドナーの中期戦略に掲載されているか、予算措置は確保されているか。他国を含め同種事業に反対した事例の有無。</p>	<p>★ドナー間の調整協議の積極的開催と情報共有メカニズムの強化。JICA 側プロセスについては、実施機関の参加の下でドナーに対しても説明。</p>
3.3 Delivery quality risk		
- 開発効果の測定可能性 【事業効果】	<p>視点・チェック事項： ★運用効果指数の測定に必要なデータは容易に入手可能か、入手経路は適切に特定できているか。</p> <p>確認ポイント： ★既往公共事業における効果測定体制、統計局等のデータ収集内容の確認。</p>	<p>★データベース構築を事業コンポーネント内に取り込み。関係機関のデータ収集のインセンティブの制度設計（データ提供がない際の罰則含む）。</p>
- サブプロジェクトの地域的分散による完成後モニタリング不足 【操業・運営／維持・管理体制】	<p>視点・チェック事項： ★多数のサブプロジェクトが地域的に分散して存在する場合、実施機関が継続的に使用状況をモニタリングすることは可能か。</p> <p>確認ポイント： ★地方政府の監査、会計検査体制の確認（特にパフォーマンス監査の有無）。</p> <p>★当初予算配布と年度途中での執行状況の確認体制、必要に応じた柔軟な再配分が可能</p>	<p>★適切な報告継続を条件に、維持・保守費用の一部を分担するなど、システム、受益者側の施設継続活用、モニタリング及び報告を行うインセンティブの組み込み。</p>

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
<p>- 開発効果の持続可能性 【操業・運営／維持・管理体制】</p>	<p>な制度か。</p> <p>視点・チェック事項： ★維持管理の責任体制は明確に規定されているか。従来、施設の維持管理計画は（特に技術的観点から）適切に策定され、十分な予算配分がなされてきたか。資金不足がある場合、その背景は何か（料金水準の低さ等）。</p> <p>確認ポイント： ★現在の維持管理計画の策定、予算配布、点検・保守工事実施主体の能力について、コントラクター、専門家等からの聴取。</p>	<p>★利用者料金により維持管理費を充当する場合、サーベイ等に基づく利用者組合（水利組合等）の支払い意思と、地方政府の財政的負担能力を適正に評価した上で、両者の間での資金融通枠組みの合意。</p> <p>★資金不足の場合の対応策の検討を協力準備調査あるいは事業コンサルタント TOR に含め、実行可能な対応策を事業完成前に検討。</p> <p>★料金政策の合意等はドナー間政策協議のテーマに盛り込み、複数の事業の支援ドナーの共通申し入れ事項とする体制を整える。</p>
<p>- 自然災害等による事業実施への影響可能性 - 現地治安情勢等による事業実施への影響 【事業の必要性】【その他特記事項】</p>	<p>視点・チェック事項： ★事業対象地域が自然災害の影響を受け、事業実施が中断、阻害される恐れはないか。 ★現地デモ、反政府勢力等により事業の順調な進捗が阻害される恐れはないか。</p> <p>確認ポイント： ★F/S 段階における過去の自然災害の実績を反映した事業設計の確認。 ★事業対象地域の主要ステークホルダーへの事業内容の十分な事前周知の有無。</p>	<p>★雨季や自然災害要因を考慮に入れた作業計画の策定、災害多発地域での長期工事を実施する場合は、contingency plan の策定と発動タイミングの実施機関との協議。</p>
<p>- 事業の不適正、非合法的な利用可能性 【事業効果】</p>	<p>視点・チェック事項： ★事業が想定した形と異なった非合法、不適正な形で使われる可能性はないか（灌漑地でのケシ栽培、盗電、空港の軍事利用等）。</p> <p>確認ポイント： ★過去の公共事業完成後の施設使用状況のモニタリング体制確認（維持管理目的も含む）。</p>	<p>★関係機関、住民コミュニティ等と連携しての不適正な活用の防止措置、モニタリング方法の検討・実施。</p>
<p>- 施設の不適正使用等による維持管理費の高騰 【操業・運営／維持・管理体制】</p>	<p>視点・チェック事項： ★道路の過積載取り締まり不十分など、施設利用状況が不適切であるため、維持管理費用が想定以上の高騰、プロジェクト・ライフの短縮等の可能性はないか。</p> <p>確認ポイント： ★対象セクターの開発計画、他ドナーの支援戦略等における政策改善項目の確認。</p>	<p>★関係機関、関連業界団体、住民コミュニティ等とも連携した法令・規則遵守のための広報・啓蒙キャンペーン、防止措置、モニタリング方法の検討・実施。</p>
<p>- 特定層へのアンバランスな裨益の可能性 - 開発効果の裨益範囲の狭さ 【事業効果】</p>	<p>視点・チェック事項： ★開発効果が特定層に偏って裨益する可能性はないか。 ★特定の社会集団（女性、少数民族、原住民等）が事業から裨益しない、あるいは負の影響を被るリスクはないか。</p>	<p>★事業便益、インパクト等の分析と、事業初期段階からの現地コミュニティ、ステークホルダーとの積極的協議。</p> <p>★最終受益者を含む事業実施サイトへの訪問等による事業便益の認識等、厳密な事業便益分析の実施。</p>

リスク項目	視点・チェック事項、確認ポイント	リスク対応策
	<p><u>確認ポイント</u>：</p> <p>★事業内容に関するステークホルダー会合等での内容の十分な周知の実績確認。</p>	<p>★個別グループのアクセス、裨益経路を特定した上で、ボトルネックとなりうるコンポーネントの事業内への取り込み。政府事業として実施させるため、政策協議等における申し入れ。</p>

招聘プログラムにかかる各種単価

1. 航空賃、宿泊費、食事代

区分	役職	航空賃	宿泊費上限額 (朝食代・税・ サービス料込)	食事代上限額 (税・サービス 料込)
1	閣僚（閣議の構成員）又はそれ と同等レベルの影響力を持つ 者（中央銀行総裁、当該国のト ップ大学の学長、当該国の有数 メディアの社長等）	ビジネス (正規割引 運賃)	71,000円	(昼食：5,500 円) (夕食：8,000 円)
2	すでに各界で一定の指導的立 場についている者で、かつ、近 い将来閣僚級になると目され る等、特に配慮を要する者（閣 外大臣、各省副大臣・政務官、 庁の長官、各省次官、大使、閣 僚経験者、国際機関のナンバー 2クラス以上の職員、中央銀行 副総裁、大学の学長等）	ビジネス (正規割引 運賃)	45,000円	(昼食：4,000 円) (夕食：7,700 円)
3	すでに各界で一定の指導的立 場に就いている者（局長・課長 級の官僚、国際機関の中核職員 (D1以上)、大学教授等)	ビジネス (正規割引 運賃)	40,000円	(昼食：3,300 円) (夕食：6,600 円)
4	将来各界で指導的立場に就く ことが有力視されている若手 実務者（課長級未満のもので上 記役職に同行する者を含む）	エコノミー (正規割引 運賃)	25,000円	(昼食：2,800 円) (夕食：4,400 円)

※宿泊費・食事代は上限額であり、この範囲で実費を負担する。

2. 雑費

本邦滞在中のホテルにおける私的利用を除いた国内電話資料料、インターネ

ット接続料及びビジネスセンターにおけるコピー利用料等の雑費は、1,000円／人日を上限として実費で負担できる。

3. 交通費

本邦滞在中の 空港送迎及び都内・地方における移動に係る費用を負担する。移動手段については、公共交通機関に加え、タクシー、ハイヤー及び貸切バスを利用して差し支えない。鉄道を利用する場合、上記の接遇区分で示した区分2以上の者については、特別急行料金（グリーン車）を負担できる。航空便を利用する場合、上記の接遇区分で示した区分2以上の者については、エコノミーより一段上のクラス（クラス J 又はプレミアム）を利用するための追加料金を負担できる。

居住国における居住地から出発国際空港の間移動又は査証取得のために移動する際、当該国においてかかる移動の際に公共交通機関を利用することが一般的であり且つ無料の代替手段がないこと確認できる場合に限り、必要公共交通機関の利用に係る費として実費又は合理的に確認した妥当な金額を負担できる。

4. 同行案内・通訳に係る費用

本邦における空港送迎や移動の際の被招へい者同行案内や、本邦における視察や会議において通訳が必要な場合、かかる目的のため人員を傭上し、その人件費及び被招へい者の同行に伴い必要な宿泊費・食事代・交通費を支出できる。

宿泊費・食事代については、下表の上限額範囲内で実を負担する。

	宿泊費上限額 (税・サービス料込)	食事代上限額 (税・サービス料込)
空港周辺	17,000 円 (被招へい者が早朝・深夜に空港到着出発する場合のみ)	
同行(都内)	15,000 円 (早朝・深夜に係る日程の都合上やむを得ない場合のみ)	昼食：1,700 円 夕食：2,200 円
同行(地方)	25,000 円	昼食：2,800 円 夕食：4,400 円

ただし、食事代に関しては、日程の都合上、被招へい者に同席する場合は、

上記の表に拠らず、当該被招へい者の限度額範囲内で実費を負担する。この場合、1つの案件に複数接遇区分の被招へい者が混在するときは、上位の接遇区分の食事代を上限とみなして差し支えない。

5. 旅行傷害保険料

居住国を出発すべき日から帰着すべき日までの期間につき、旅行傷害保険の保険料を負担できる。

6. 査証取得料

本邦査証取得に際して料金支払が必要な場合、これを実費で負担できる。査証取得に付随して宿泊費・交通が発生する場合の扱いは、上記を参照。

7. 視察費・入場料等

視察等にかかる施設入場料、拝観料、劇場料等の費用を実費で負担できる。視察等の手配に伴い謝金を支払う必要がある場合の扱いは、準内部規程「技術研修経費計算規則」に準拠する。

8. その他

上記のほか、被招へい者が本邦関係者と会議を行う際の会場費や資料翻訳・印刷費等、当該招へいの目的達成のために必要と認められる経費を支出できる。

9. 講師謝金

講師謝金単価表（上限）（単位：円／時間）（税抜）

業務従事者（コカウト格付）	大学	地方公務員	団体／民間企業	経験年数（大卒）	日本語	外国語
—	学長	知事・市長等	代表役員	—	11,600	23,200
—	副学長 学部長	副知事・副市町村長及び相当者	役員	—	10,000	20,000
1号	教授	局・部長及び相当者	部長、次長及び相当者	22年以上	8,100	16,200
2号	准教授	課長	課長	15年以上	6,200	12,400

		及び相当者	及び相当者	22年未満		
3号	講師	課長補佐 及び相当者	課長補佐 及び相当者	12年以上 15年未満	5,300	10,600
—	助教	係長 及び相当者	係長・主任 及び相当者	—	4,700	9,400

10. 原稿謝金

原稿謝金単価表（上限）（単位：円／枚）（税抜）

項目	金額	内容
日本語原稿	1,500円	400字詰原稿用紙 1枚
外国語原稿	5,500円	A4 1枚（230語）ダブルスペース

11. コンサルタントの日当・宿泊

日当・宿泊単価表（上限）（単位：円）

業務従事者 （コンサルタント格 付）	経験年数	日当 （1日）	宿泊料（1泊）	
			甲地方	乙地方
—	30年以上	1,500	14,800	13,300
1号・2号	15年以上	1,300	13,100	11,800
3号～5号	5年以上	1,100	10,900	9,800
6号	5年未満	850	8,700	7,800

※甲地方：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市

※乙地方：その他の地域

